

発議案第4号

地方自治否定の沖縄県米軍新基地建設に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月4日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	植 田	進	㊟
賛成者	八千代市議会議員	伊 原	忠	㊟
	同	三 田	登	㊟
	同	堀 口	明 子	㊟

提案理由

国に対し、地方自治を否定する沖縄県米軍新基地建設に強く反対する。
これが、本案を提出する理由である。

地方自治否定の沖縄県米軍新基地建設に反対する意見書

安倍内閣は、沖縄の歴史・県民の思いを顧みることなく、沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設工事を暴力的な手法で強行している。

沖縄県の全41市町村の首長、議長、県議会各会派代表、主要な経済団体代表の連名で安倍晋三首相に提出した「建白書」（オスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念）は、文字どおり「オール沖縄」としての強い要求なのである。キャンプ・シュワブのゲート前で「私たちは絶対に負けない。なぜなら、勝つまでたたかい続けるから」と、連日座り込みを行っている沖縄県の人々は、新基地を受け入れることは絶対にないのである。

辺野古「代執行」訴訟で、政府の「国の専権事項」だから沖縄県に「適否を判断する権利はない」とする立場は、「国と地方は対等な関係」とする地方自治の本旨に反するもので、翁長沖縄県知事が、「地方自治の否定は国民の基本的人権の否定でもある」と批判するのは当然である。

沖縄県の米軍基地は、収容所に入れられていた県民の土地を強制接収し、その後も、人々が住んでいる土地を「銃剣とブルドーザー」で強制接収して建設されたものである。「沖縄が米軍にみずから土地を提供したことは一度もない」のに、「普天間基地が危険だから、かわりの基地を差し出せと言うのは道理が通らない」との県知事の主張は、多くの国民が共感するものである。

万が一、「代執行」の事態になるならば、今度は日本の自公連立政権が「銃剣とブルドーザー」で辺野古の海を埋め立て、耐用年数200年とも言われる最新鋭の米軍基地を建設することになるのであり、その責任の重さを受けとめるべきである。

よって、本市議会は国に対し、地方自治を否定する沖縄県米軍新基地建設に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防衛大臣様